

申告納税期間10ヶ月の税務の流れ

1. 相続人の確定。
2. 相続放棄等する相続人は3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出る。
3. 準確定申告書を4ヶ月以内に提出。
4. 遺産分割協議書の作成。
5. 現金納付・延納・物納の選択。
6. 生産緑地等の解除があれば申請。解除に3ヶ月必要。
7. 申告書作成提出。

相続発生後の手続きについて

1. 死亡届を7日以内に市区町村へ提出する。(死亡診断書を添付)
2. 葬式費用の領収書等を整理する。(相続財産から葬式費用等は控除出来る為)
3. 社会保険又は国民健康保険の死亡届の提出。
(国民健康保険の保険証書替、新規加入手続きも同時に行う)
4. 社会保険又は国民健康保険から葬儀費用をもらう手続きをする。
5. 年金の受給停止手続き又は遺族年金等の受給手続きをする。
6. 生命保険の死亡保険金などをもらう手続きをする。
7. 労災による死亡の場合は、遺族補償年金手続きする。
8. 故人が失業保険をもらっていた場合は資格喪失届を提出する。
9. マル優など、非課税貯蓄を受けていた場合は、死亡届けを提出する。
10. 電話の加入権の引継や、電話帳の名前の変更の手続きをする。
11. NHK、電気、ガス、水道などの公共料金の名義変更をする。
12. 運転免許証を警察署(公安委員会)に返却する。
13. クレジットカードなどの会員をやめる手続きをする。
14. 銀行預金や郵便貯金について、名義変更などの手続きをする。
15. 相続財産のうち登記の必要なものの所有権移転登記をする。
16. 株式・社債・国債などの名義変更をする。
17. 自動車の名義変更をする。

預金関係について

1. 死亡届出を金融機関に提出又は金融機関が死亡事実を知った時点で遺族に確認後預貯金口座は停止する。
口座停止後の引き出し等については次の書類が整うまで引き落としさせない場合がある。
 - ① 遺産分割協議書
 - ② 引き出す旨の相続人全員の承諾書
 - ③ 死亡した人の除籍謄本
 - ④ 相続人の戸籍謄本
 - ⑤ 死亡届
 - ⑥ 相続預金払戻請求書
 - ⑦ その他金融機関で指定されたもの